試験の実施における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ガイドライン

2020年7月17日

改定 2020年7月27日

改定 2021年1月26日

株式会社サーティファイ

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(2020 年 3 月 28 日策定)(同 5 月 25 日変更)に沿って、サーティファイが、資格検定試験の実施において各試験会場で具体的に感染拡大防止対策として実施いただきたい基本的事項として整理したものです。

1. サーティファイの考え方

各試験会場では不特定多数の方が受験されることから、各試験会場において十分な感染拡大防止対策を講じることが、受験者及び運営スタッフ等の安全と資格検定試験の持続性を確保するうえで極めて重要と考え、本ガイドラインを策定し資格検定試験を実施する場合の前提となる感染拡大防止対策に関する基本事項を定めます。

なお、本ガイドラインは「新型コロナウイルス感染症対策本部」等公的機関の今後の対処方針変更や感染拡大の動向等を 踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとします。

2. サーティファイ各認定委員会が主催する公開試験について

日本国内での新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、政府が緊急事態宣言を発令し、その内容がサーティファイ各認定委員会の主催する公開試験実施会場都市に該当した場合は、公開試験を中止する場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み、公開試験会場数の縮小や公開試験申込期間の短縮を行う可能性があります。なお、公開試験をお申込みいただいた後、公開試験日までの間に各実施会場単位での中止や規模縮小を行う可能性があります。そのような事態が発生した場合は直ちに各認定委員会主催の公開試験Webページにその旨を掲載・公開、またはお申込みいただいた際のメールアドレスへ直接ご案内することとします。

3. 感染拡大防止対策の基本的な考え方

各試験会場において受験者および運営スタッフ等の感染拡大を防止するために対策を講ずるものとし、特に、密閉空間 (換気の悪い密閉空間)、密集場所(多くの人が密集)、密接場所(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声)のい わゆる「3つの密」を避けるなど感染回避を徹底することとします。

4. 資格検定試験の実施におけるリスクの洗い出し

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路とされる接触感染、飛沫感染のそれぞれについて、受験者および運営スタッフ 等の導線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討することとします。

①発生源対策、②感染経路対策、③集団感染対策、④発症時対策

5. 受験者への周知

各試験会場の実施責任者から受験者への周知は下記のとおりとします。

- (1) 試験当日に、以下の該当者は受験を見合わせる(発生源対策)
 - ・発熱、咳、咽頭痛等の症状がある。

(場合により試験当日検温を実施する)

(検温の結果、37.5度以上の発熱、咳などの症状がある場合は試験会場の入場を制限する場合がある)

- ・2週間以内に感染拡大地域への訪問歴がある。
- (2) 飛沫感染を防ぐためにマスクを着用する (感染経路対策)
- (3) 試験中に発熱等の症状が出た場合は以下の対応をとる場合がある(発症時対策)
 - ・緊急連絡先を確認する。
 - ・個人情報について必要に応じた保健所等の公的機関へ提供する。
- (4) 感染拡大防止対策に関する協力依頼と理解促進を図る
 - ・本ガイドラインに掲げる各試験会場における試験実施時の感染拡大防止対策について、試験当日までに受験 者への周知徹底を図り協力と理解を得る。
- (5) 厚生労働省より新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として開発された『新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA』の活用を検討し、活用する場合はその旨を事前に周知する https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000642043.pdf
- 6. 試験実施時の対応(試験当日までに対応する事項)

各試験会場の実施責任者が試験当日までに行う対応は下記のとおりとします。

- (1) 設備、備品(感染経路対策)
 - ・手指用の消毒液、備品用の消毒液、予備用マスク等を準備する。
 - ・教室、トイレ、エレベーターなど受験者が利用する場所のうち、多くの受験者が手を触れる箇所(ドアノブ、 手すり、スイッチなど)消毒液を使用して環境衛生を良好に保つ。
 - ・トイレは定期消毒に加え、ふたを閉めて洗浄するように表示する。
 - ・共用の布タオルやハンドドライヤーは使用しないようにする。
- (2) 座席、タイムテーブル (集団感染対策)
 - ・受験者数を試験実施会場定員の半分程度以下にするなど、可能な限り身体的距離を2メートル (最低1メートル)確保する。
 - ・受付や面接試験会場など、受験者と対面する場所にはアクリル板等を設置する。
 - ・受付やトイレなど行列ができる可能性がある場所には、フロアマーカーを設置するなどして、間隔が2メートル (最低1メートル) 空くように準備する。
 - ・受験者の入退室や休憩時間帯が分散するようなタイムテーブルを作成する。

(3) 運営関係者(発生源対策)

- ・運営関係者が急な発熱、体調不良となった場合に代わりのスタッフが業務を行えるよう準備する。
- ・受験者と接する場面が多いことから、手洗い・手指消毒・咳エチケットの励行や健康管理等の感染防止対策 をより一層徹底する。
- ・厚生労働省より新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として開発された『新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA』の活用を検討し、活用する場合は運営関係者がその旨を徹底する。

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000642043.pdf

(4) 発症時対策

・所轄の保健所への連絡体制を整えておく。

7. 試験実施時の対応(試験当日に対応する事項)

各試験会場の実施責任者が試験当日に行う対応は下記のとおりとします。

- (1)消毒(感染経路対策)
 - ・受験者が往来する場所に消毒液を設置し、手指の消毒を促す。
 - ・他者と共用する物品や手が触れる場所を定期的に消毒する。 (机、椅子、ドアノブ、電気スイッチ、キーボード、PC マウス、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、 エレベーターのボタン など)

(2) マスクの着用(感染経路対策)

- ・基本的に常時マスクを着用する。
- ・受験者同士の密集や大声での会話について注意する。

(3) 検温(発生源対策)

- ・可能な限り受験者と監督者の検温を行う。
- ・37.5度以上または咳などの症状あれば受験を見合わせる。

(4) 換気(集団感染対策)

- ・こまめに換気する(30分に1回以上、数分間窓を全開する)
- ・窓のない部屋では常時入り口を開けるか換気扇を用いる。

(5) 試験実施後(感染経路対策)

・ゴミ処理の際は、必ずマスクと手袋を着用し、処理後には必ず手洗いを徹底する。

(6) 休憩時間(集団感染対策)

・控室で昼食をとる場合は、ドアノブ、机、椅子は度を使用前後に消毒して換気を行い、食事前後の手洗いを 徹底するとともに、座席間隔を2メートル(最低1メートル)空け、机を向かい合わせにせず、会話を控え る等の注意喚起を行う。

(7) 発症時対策

- ・(受験者/運営関係者とも)試験中の発熱、体調不良者は、別室へ隔離し部屋の換気を行い、症状によっては本人の了承のもと保健所等の公的機関へ連絡する。
- ・運営関係者の場合は代わりのスタッフが業務を行う。

以上

上記内容に関する問合せ先

サーティファイ認定試験事務局

電話 : 0120-031-749

メール : info@certify.jp